



1. 11月は過重労働防止月間です
2. 交通用具（マイカー等）使用者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられます
3. パートタイム労働法の改正について
4. マイナンバー制度ってどんなもの

## 1. 11月は過重労働防止月間です

厚生労働省は、「長時間労働削減推進本部」の決定を踏まえ、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

主な取り組みとして、重点監督の実施や無料電話相談の実施、セミナー等の啓発活動などが展開されます。

中でも重点監督は、過労死等に係る労災請求のあった事業場や、労働基準監督署及びハローワークへ寄せられた相談をもとに、離職率が極端に高いなど、若者の使い捨てが疑われる企業等へ重点監督を実施し、是正が認められるまで、ハローワークでの職業紹介の対象としない、等重い措置が科せられる予定です。

その他啓発活動では、全国で啓発セミナーが開催されるほか、福岡県では11月19日を一斉ノー残業デーとして実施の呼びかけを、岐阜県では「はつらつ職場づくり推進キャンペーン」期間として、労働時間管理の適正化やメンタルヘルスクアを含む健康管理対策を進める等、都道府県労働局独自の取り組みも予定されています。

## 2. 交通用具（マイカー等）使用者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられます

平成26年10月20日より所得税法施行令の一部が



改正され、交通用具（マイカー・自転車等）を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

【Point】

今回の改正は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

施行日より前に遡っての適用となるため、該当者（改正前の非課税限度額規定を超えた通勤手当を支給されていた者）は、本年の年末調整の際に清算する必要があります。

※11月支払給与からは改正後の非課税限度額を適用して計算する必要があります。

金額や手続き等の詳細は、国税庁のHP等をご参照ください。

## 3. パートタイム労働法の改正について

NewsLetter6月号(No.19)でも触れましたが、パートタイム労働法が改正されます。この程具体的な施行日が決定し、平成27年4月1日より施行されることとなりました。

今回は、「パートタイム労働者の公正な待遇の確保」に係る改正ポイントについて触れましたが、今号では、「パートタイム労働者の納得性を高めるための措置」について確認していきたいと思います。

(1)パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

雇入れ時には、「賃金制度」や「教育訓練制度」「正社員転換措置」等、実施する雇用管理の改善措置内容を事業主が説明しなければなりません。説明を求められたときには、先の内容について決定するに当たって考慮した事項について具体的に説明をする義務も生じます。

(2)説明を求めたことによる不利益取り扱いの禁止

(3)パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設

相談担当者を決めて対応にあたる等、労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な措置を講じなければなりません。

(4)相談窓口の周知

これまで「昇給」や「賞与」、「退職手当の有無」等、雇入れ時に文書の交付をもって明示しな

ければならない項目に、上記説明義務の新設に併せて「相談窓口」が追加されます。

具体的な施行日が決定し、厚労省では「パート労働ポータルサイト」を開設し情報提供を行っております。また、具体的なお問い合わせは都道府県労働局雇用均等室で受け付けております。

## 4. マイナンバー制度ってどんなもの

『マイナンバー制度ってどんなもの?』

今、社労士業界では、ある大きな制度に関心が寄せられ、セミナーや勉強会等が活発に行われているテーマがあります。そのテーマは「社会保障・税番号制度」いわゆる「マイナンバー制度」です。

弊社でも外部セミナーへの参加や講師を招いて勉強会を開催しております。当NewsLetterでは、今号より不定期連載として「マイナンバー制度」に関する情報を発信していきます。

初回となる今号では「マイナンバーとは何か」を簡単に紹介していきます。

【マイナンバーとは】

マイナンバーとは、①住民票を有するすべての方に12桁の重複しない番号を付番し、②社会保障・税・災害対策の3分野で、③個人情報と紐付情報を効率的に管理し、④複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

【マイナンバー導入の目的と期待される効果】  
「行政の効率化」・・・行政機関における照合・転記・入力等の時間と労力が大幅に削減されます。

「国民の利便性の向上」・・・添付書類の削減等行政手続きが簡素化され国民の負担が軽減されます。

「公平・公正な社会の実現」・・・他の行政サービスの受給状況等が把握しやすく、脱税や不正受給の防止になる。

【今後のスケジュール】

平成27年10月 全住民票登録者へ通知カード郵送によりマイナンバーの通知が開始さ

れます。

平成28年1月 マイナンバーの順次利用開始

制度や手続き変更にとどまらない、今までにないような大きな社会構造変化となります。弊社でも今後も引き続き情報を収集し、当NewsLetterでの配信を行っていくとともに、お客様へ個別にフィードバックし、業務への対策を進めて参ります。

## 【SATO コラム】

『オープンセミナー』

10月31日にSATO社会保険労務士法人が主催してオープンセミナーが開催されました。今回の講師は、星澤



幸子先生。星澤先生はSATO社会保険労務士法人の本社がある北海道では知らない人のいない超有名人です。北海道の夕方情報番組「どさんこワイド」の料理コーナー「奥様ここでもう一品」が、生放送連続出演記録でギネス記録にも認定された凄腕方なんです。SATO GROUPの本社がある札幌では毎月話題の講師を招いてセミナーを開催しておりますので、ぜひご参加ください!

『グレートカンパニーアワード受賞』

SATO GROUPはこの程国内最大手の経営コンサル業「船井総合研究所（船井財団）」が開催している「グレートカンパニーアワード」において、全6000社を超える企業の中から「ユニークビジネスモデル賞」を受賞致しました。工業法人2社+上場企業2社を含む全9事業体をグループで展開し、その中核を担うSATO社会保険労務士法人では中小企業が顧客の中心という業界の常識を覆し、大企業におけるニーズをいち早く察知しサービスを展開してきたことや、グループ間相互の連携と工業と企業の融合によるシナジー効果が発揮され、他社との差別化に成功したこと等が評価されました。

これに驕らず今後もお客様のために、業務に邁進してまいりますので、今後とも宜しく申し上げます。本紙掲載記事等の無断転載はご遠慮ください。